

「国土強靱化地域計画」有識者懇談会設置要綱

（設置）

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」の策定に当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、「国土強靱化地域計画」有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 懇談会の検討事項は、次のとおりとする。

- （1）国土強靱化地域計画に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、国土強靱化地域計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。

（運営）

第4条 懇談会には、座長を置き、座長は懇談会を主宰する。

2 懇談会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 懇談会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、北海道総合政策部政策局社会資本課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

別表

「国土強靱化地域計画」有識者懇談会委員

所属・役職	氏 名
釧路市長	蝦名 大也
北海道大学大学院工学研究院教授	岡田 成幸
北海道経済連合会専務理事	恩村 裕之
北海道大学大学院工学研究院准教授	岸 邦宏
北海道大学公共政策大学院特任教授	小磯 修二
三井不動産株式会社北海道支店長	清水 弘之
蘭越町長	宮谷内 留雄

五十音順